

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 組織変更と節税

**Q** : 会社法の施行が5月1日となりましたが、それまでに有限会社から株式会社に組織変更した方がいいのかわかりません。組織変更した場合には何かメリットがありますか？

**A** : 会社には含み益があつて、かつ、繰越欠損金があるという場合は、これを相殺して節税することができます。

### 【解説】

会社法施行日まで1ヶ月足らずとなりましたが、有限会社につきましては、①このまま何もせず特例有限会社になるか、②株式会社へ組織変更するかを選択しなければなりません。

株式会社に組織変更するには、資本金を増資しなければなりませんから、資金の無い会社につきましては①を選択せざるを得ないこととなりますが、増資資金があるという会社で、会社には含み益がある資産があり、かつ、繰越欠損金があるという会社につきましては、資産の評価替えをして、評価益を計上、その評価益と繰越欠損金と損益通算するという手法で節税することができますので、要件に該当する会社につきましては、一度検討されると思います。

ただし、この組織変更は、4月までしかできず、また、この手続きをするには、社員総会の開催、取締役会の開催、債権者への公告の手続きを経て登記となりますので、時間的にも結構かかりますので、実行するのであれば、急ぐ必要があります。

